

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市長

公表日

令和5年8月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	健康増進法の規定に基づく健康管理に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・成人健診情報の管理 ・受診券等の出力 ・統計報告資料の作成及びデータ抽出
③システムの名称	健康管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の76の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第二の102の2の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 保健医療課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1195

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	評価実施機関における担当部署	地域保健課長 黒川 浄明	地域保健課長 安藤 昇	事後	
平成29年5月15日	評価実施機関における担当部署	地域保健課	健康推進課	事後	
平成29年5月15日	評価実施機関における担当部署	地域保健課長 安藤 昇	健康推進課長 安藤 昇	事後	
平成29年5月15日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部 地域保健課	保健福祉部 健康推進課	事後	
平成30年8月31日	評価実施機関における担当部署	健康推進課	保健医療課	事後	
平成30年8月31日	評価実施機関における担当部署	健康推進課長 安藤 昇	保健医療課長	事後	
平成30年8月31日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部 健康推進課	保健福祉部 保健医療課	事後	
平成30年8月31日	対象人数	平成27年3月31日現在	平成30年3月31日現在	事後	
平成30年8月31日	取扱い者数	平成27年3月31日現在	平成30年3月31日現在	事後	
平成30年8月31日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	511-0068 三重県桑名市中央町3-79	511-8601 三重県桑名市中央町2-37	事後	
令和1年6月28日	対象人数	平成30年3月31日現在	平成31年3月31日現在	事後	
令和1年6月28日	取扱い者数	平成30年3月31日現在	平成31年3月31日現在	事後	
令和1年6月28日	リスク対策		様式変更による項目追加	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和2年8月31日	対象人数	平成31年3月31日現在	令和2年3月31日	事後	
令和2年8月31日	取扱い者数	平成31年3月31日現在	令和2年3月31日	事後	
令和4年2月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	宛名・口座システム、健康管理システム	健康管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ	事後	
令和4年2月4日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル (2) 健康管理特定個人情報ファイル	健康管理ファイル	事後	
令和4年2月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一76の項	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項	事後	
令和4年2月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年12月1日	事後	
令和4年2月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年12月1日	事後	
令和4年9月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	番号利用法第9条第1項 別表第一の76の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和4年9月26日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項	番号利用法第19条第8号 別表第二の102の2の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日	令和4年6月1日	事後	
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日	令和4年6月1日	事後	
令和5年8月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年8月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年4月1日	事後	